重要事項説明書

（訪問看護）

株式会社ぺんぎん

訪問看護ステーションこもれび稲毛

1　訪問看護事業者の概要

事　　業　　者	株式会社ぺんぎん
代　表　者　名	藍原　和樹
所　　在　　地	千葉県千葉市若葉区大宮台 4-5-11
電　話　番　号	043-235-7124
F　A　X　番　号	043-308-4259

2　事業所概要

(1)　事業所名称及び事業所番号

事　業　所　名	訪問看護ステーションこもれび稲毛
所　　在　　地	千葉県千葉市稲毛区園生町 552-6　BS ハイツ 1E
電　話　番　号	043-304-5819
F　A　X　番　号	043-304-5969
ステーションコード	0192377
介護保険指定番号	1260192377
管　理　者　名	後迫　涼太
サービス提供地域	千葉市稲毛区、花見川区、美浜区、四街道市一部、八千代市一部、習志野市一部

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2)　営業時間

平　　日	午前 9：00　～　午後 18：00
土 曜 日	午前 9：00　～　午後 18：00
定 休 日	不定休

＊緊急時訪問看護体制を行なっており、緊急時訪問看護加算や 24 時間体制加算を取られている利用者に対して、夜間・休日の計画外訪問も実施致します。

(3)　職員体制

	常　勤	非常勤	計
管　理　者(兼　務)	1 名	0 名	1 名
看　　護　　師	2 名	0 名	2 名
理 学 療 法 士	0 名	0 名	0 名
作 業 療 法 士	1 名	0 名	1 名
言 語 聴 覚 士	0 名	0 名	0 名
事　　務　　員	0 名	0 名	0 名

3　事業の目的・運営方針

(1)　目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援致します。

(2)　運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを 24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

４　相談窓口（相談・苦情など）

(1)　当事業所の窓口

TEL：043-304-5819

担　　当　　者：　　後迫　涼太

受　付　時　間：午前9：00～午後18：00

(2)　その他の窓口

千葉県国民健康保険団体連合会　　TEL：　043-254-7428

千葉市介護保険事業課　　TEL：　043-245-5062

５　サービス提供内容

主治医の指示書、居宅サービス計画内容（ケアプラン）に基づき、当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問し、必要なケア・処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリテーションを行います。

＊ 主治医、介護支援専門員、各サービス担当者等と連携を図ります。

＊ 病状の変化や状態に応じて、医師が医療を重きにした訪問看護を必要と判断した場合は、特別訪問看護指示書の発行をもって、１４日間を限度として医療保険で訪問看護を提供します。その後（15日目から）は介護保険で訪問看護を提供します。一月に1回を限度として発行されますが、 状態によっては、特別訪問看護指示期間を28日（14日間の指示書を2回発行）にできるものもあります。

(1) 看護行為

・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・呼吸・簡易酸素飽和度測定等）

・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴・足浴等）

・療養指導（日常生活における注意事項・疾患に対する指導・食事指導・排泄指導）　等

(2) 医療的処置行為

・ 創傷処置、褥瘡処置

・ 在宅酸素療法管理

・ 在宅人工呼吸器管理

・ 喀痰吸引・管理

・ 胃ろうチューブ、経鼻チューブ管理ケア

・ 尿道留置カテーテル、膀胱ろうカテーテル、自己導尿管理ケア

・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア

・ 浣腸・摘便

・ 点滴 、輸血、

・ 服薬管理　等

・ 死後の処置

(3) リハビリ援助行為

・ 拘縮予防・歩行訓練・関節可動域訓練、筋力増強訓練等

・ 言語訓練・嚥下訓練・作業訓練等

(4) 家族、介護者援助 ・ 介護方法指導、社会資源の紹介

・ 療養環境の整備、工夫・安全対策の工夫・感染症に対する援助等

・ 介護者の健康相談・助言　等

６　サービス提供の記録

(1)　主治医へ「訪問看護(予防)計画書」・「訪問看護(予防)報告書」等を作成し提出します。

(2)　サービス提供時には「訪問看護記録」の様式に必要事項を記録します。

(3)　事業者は、「訪問看護（予防）計画書」に沿ってサービスを提供する内容等を書面にて、介護支援専門員等に情報提供します。(個別援助計画書等)

(4)　事業者は記録を整備した日から５年間は適正に保管します。

７　サービス利用料金

利用料金は負担割合や利用する保険の種類、加算の有無によって異なります。別途『利用料金表』の用紙をご参照ください。

(1)　利用料金のお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 20 日までに請求しますので、指定日までに集金、振り込み、引き落とし等の方法でお支払いください。

(2)　自費サービス

・キャンセル料：2,000 円（税込）

サービス利用日の訪問予定時間 6 時間前までに連絡いただいた場合→ 無料

サービス利用日の訪問予定時間 6 時間前までに連絡がなかった場合→ 2000 円

ただし、キャンセルやむを得ない事情や正当な理由がある場合はキャンセル料は発生しないものとします。

・死後処置料：10,000 円（税込）

利用者さまの亡くなられた後に看護師で行う処置になります。

・医療保険における 1 日 4 回目の訪問：10,000 円（税込）、以降の訪問は 1 回につき 10,000 円(税込)

医療保険の難病等複数回訪問加算(1 日 3 回)までは保険内サービスになります。

・通院等の付き添いサービス：60 分あたり 10,000 円(税込)、60 分未満の場合 15 分毎に 2500 円(税込)

通院やお出かけ等の付き添い、見守りの手伝いを行います。利用時間によってご料金は変動します。

・　自費訪問看護（リハビリテーション含む）の料金については、別紙をご参照ください。

８　サービスの利用方法

(1)　サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2)　その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

９　個人情報の取扱い

当事業所は、サービス提供にあたり知り得た利用者及び家族の個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱います。サービス担当者会議、医療機関、介護支援専門員等との連携において必要な場合に限り、利用目的の範囲内で情報提供を行います。また、個人情報の利用目的については別紙にて説明し、同意を得た上で取り扱います。

１０　虐待防止及び身体拘束適正化

当事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のため、責任者を設置し、職員研修の実施及び早期発見・再発防止に努めます。また、身体拘束等の適正化について指針を整備し、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由・時間・様態等を記録し、利用者及び家族へ説明を行います。

虐待防止責任者：　後迫　涼太（管理者）

１１　感染症対策及び業務継続計画（BCP）

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を講じ、必要な研修及び訓練を実施します。また、感染症や災害発生時においてもサービス提供を継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な見直しを行います。

１２　ハラスメント対策

利用者またはその家族等による暴言・暴力・セクシャルハラスメント等により、職員の安全確保が困難と判断される場合には、サービスの提供を中止または契約を解除する場合があります。

１３　事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の安全確保を行い、主治医・家族・関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び対応について記録し、再発防止に努めます。

１４　緊急時の対応

利用者の容態急変時には、主治医または協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講じます。また、必要に応じて救急搬送を要請し、家族等へ速やかに連絡します。

１５　損害賠償保険

当事業所は、サービス提供に伴う事故等に備え、損害賠償保険に加入しています。

１６　契約の終了及び解除

次の場合には、本契約を終了または解除することがあります。

⑴　利用者が正当な理由なく利用料金の支払いを怠った場合
⑵　医療的判断により訪問看護の継続が困難と判断された場合
⑶　利用者または家族による暴言・暴力・ハラスメント等により信頼関係の維持が困難となった場合
⑷　長期入院等により在宅でのサービス提供が不要となった場合
⑸　その他、契約の継続が困難と認められる重大な事由が生じた場合

なお、契約終了にあたっては、利用者及び家族へ十分な説明を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切な支援に努めます。

【 会社の概要 】

社　名　　株式会社ぺんぎん
設　立　　令和５年 ６月
所在地　　千葉県千葉市若葉区大宮台 4-5-11
代表者　　藍原　和樹

【 事業内容 】

訪問看護事業

【事業者】
住　　所：　千葉県千葉市若葉区大宮台 4-5-11
社　　名：　株式会社ぺんぎん
代 表 者：　藍原　和樹　　印
事業所名：　訪問看護ステーションこもれび稲毛
管 理 者：　後迫　涼太

事業者より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

【ご利用者】
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【利用者の家族】
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代 理 人（家族以外の場合）】
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代行理由：